

第3回 メンタルヘルス・セミナー開催

去る2009年8月10日、太陽綜合法律事務所の近藤弦之介先生をお招きし、『メンタルヘルスをめぐる法的諸問題』と題し、セミナーを開催しました。



過重労働・長時間労働が健康障害を引き起こし、過労疾病、過労死、過労自殺につながるメカニズムと、企業の抱える法的リスク、そしてコンプライアンスとリスクマネジメントの観点から、メンタルヘルスマネジメントの必要性についてお話いただきました。

そして過労疾病、過労死・過労自殺の業務起因性・因果関係について、法令や行政指針・通達、判例をまじえてお話いただき、また、精神疾患の発症に業務起因性が認められる場合の労災補償責任・労災保険給付や民事賠償責任（損害賠償責任）について、豊富な判例資料をもとに解説いただきました。



続いて、今年3月に改訂された厚生労働省『心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き』の概要について、当センターの入交より情報提供いたしました。

全体質疑応答では、社内規程の変更のタイミング、休業者が労災申請しなくても会社として業務起因性を調査すべきか、通算休職期間がリセットされるクーリング期間の程度、労災補償責任と民事賠償との関係など、さまざまな質問が寄せられ、活発な質疑応答となりました。

アンケートでは「お話がとても分かりやすかった」との感想が多く、「今後のリスクマネジメント計画の参考になった」「判例が多く、資料がしっかりしていた」「今後休業者が発生した際の復職のプロセスが理解できた」と、多くの方々に満足いただけたようでした。



募集当初より多くの申し込みをいただき、メンタルヘルスに関わる法的問題への関心の高さが伺えました。法律の専門家にメンタルヘルスに関するお話をしていただく機会は少ないため、またこのようなテーマのセミナーを企画したいと考えています。